

越前町議会・令和8年6月定例会一般質問【中野 斗夢議員】

(令和8年6月9日 午前11時13分 開始)

- 1番(中野斗夢君) 前回の3月議会から今回の6月議会開会までの間に、未来ある高校生の命が失われる悲しい事件が相次ぎました。今回私は、このことを念頭に、越前町教育委員会における安全管理の徹底、あるいは再点検の質問、そして文科省からの通達に伴う確認、このことを行おうと思ったのですが、今回の事件とか事故の何が今後の教訓となり、事故の抑制につながるのか、そして、事件、事故の詳細がまだ定かでない中で、憶測や予断を持って質問することは、私、いまいちの自信がありませんので、今後この事件とか事故がより詳細になったときには、改めて越前町教育委員会における安全管理の徹底、そのあたりを質問させていただければというふうに思います。

同様の事件、事故が町立の小中学校において起こることは、なかなか考えにくいことではありますが、部活動の地域移行、そういったことも進みまして、学校外での活動も児童生徒の活動も多くなっていく。そういった中で、いかに児童生徒の安全を守るか、そういったところにも今後質問をしていきたいというふうに思います。

改めまして、亡くなられた生徒のご冥福、そしてご家族のお見舞いを申し上げます。

それでは、本題に入ります。

まず、空き家問題について一般質問をさせていただきます。

令和元年からの空き家数の推移と空き家率を教えてください。また、4地区それぞれの空き家の数と空き家率も教えてください。

- 議長(藤野菊信君) 建設理事。

- 建設理事(荒井基志君) 建設理事、荒井。

それでは、中野議員のご質問にお答えします。

本町の空き家数は、令和元年度は773件で、2年度764件、3年度747件、4年度737件と年々減少してまいりましたが、令和5年度からは746件と増加に転じ、以降、6年度787件、7年度末では833件となっています。

次に、空き家率につきまして、分母となる町の総住宅数については、平成30年及び令和5年に実施された国の住宅・土地統計調査の住宅及び住宅以外で人が居住する建物の合計数を用いますと、令和元年度から4年度にかけては10.7%から10.2%に低下しましたが、令和5年度以降は上昇に転じ、7年度末には11.9%となっています。

次に、地区別の数値ですが、住宅総数が国の調査では把握できないことから、令和7年度末の空き家数のみお答えいたします。朝日地区は191件、宮崎地区59件、越前地区448件、最後、織田地区135件となっています。

- 議長(藤野菊信君) 中野斗夢君。

- 1番(中野斗夢君) お聞きになられたとおり、越前町内にある空き家の半数以上が越前地区にあることが分かりました。そして、令和2年度から4年度までは減少傾向にあったんですけども、それ以降は、一転、上昇傾向にあつて、令和7年度末には833件となったと。

これ担当者にどうして増えたのですかと、減少だったのが増えたのですかという

ふうに聞いたら、原因はいまいち定かではないということだったんですけれども、それもそうかなと思います。なかなか何で増えたか、何で減ったかというのは、例えば大きな災害があったとか、何か大きな疫病が、疫病というのは考えにくいですが、そういったことがあったとか、何かこう目に見えて分かる具体的な事例というものはないもので、なかなか何で減少したのか、何で上昇したのかというのは分からないと思うんですけれども、やはり増えたからには何らかの原因があると思いますので、令和4年度から約100件ほど増えている、3年の間に100件ほど増えているということでもあります。

もちろんこれ調査の仕方にもよると思いますので、ぜひ何で増えたかというところも、ちょっと考えていただければなというふうに思います。

それでは、次の質問②に移ります。

各地区の空き家の老朽度、それから数の推移などを踏まえて、町全体での空き家の現状分析、そして見解、あるいは各地区に細分化した現状分析と見解を教えてください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

本町の空き家数は、先ほど申し上げましたとおり、人口減少や社会情勢の変化などに伴い、年々増加傾向にあります。地区別に見ますと、本町の空き家数の5割以上が越前地区に集中しており、次いで朝日地区、織田地区の順となっています。特に越前地区では、大規模な修繕が必要な物件、または危険空き家である不良空き家が令和7年度末で104件に上り、他地区の50件以下と比較してかなり多くなっています。

空き家増加の背景には、主に3つの要因があると分析しています。1つ目は、高齢化の進行です。高齢者のみの世帯が増え、所有者が入院、入所または死亡後に住宅のみが残るケースが増えてきています。2つ目は、持家率の高さです。本町では、戸建て住宅の持家志向が強く、その結果、使用されなくなった住宅が残りやすい状況にあります。3つ目は、核家族化です。子ども世代が都市部へ転出し、実家に戻らないため、相続後も居住、活用されない住宅が増加しています。

さらに、住宅の供給過多、固定資産税制度、人口減少といった要因も複雑に絡み合い、空き家の増加に拍車をかけている状況です。加えて、2025年以降は、年間死亡者数が増加する多死社会に入り、空き家は今後さらに増えるの見込まれています。

こうした中で、住宅の余剰が人口減少を上回る構造的な問題も発生しています。特に越前地区では、土砂災害警戒区域に位置すること、再建築が困難な土地が多いこと、道路条件が悪く駐車場がないなどの立地条件により、改修や解体に高額な費用がかかることが、空き家増加の要因になっています。また、通勤、通学の利便性の低さも影響しております。

さらに、全町的な課題としまして、住宅の間取りや広さ、老朽化などが挙げられます。修繕が必要な箇所が多いことや、購入希望者のニーズとのギャップによりマッチングが難しくなっている状況が続いています。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今、各地区に分けてご説明をいただいたと思うんですけれども、私は越前地区の出身の議員でありますけれども、やはり今、理事にお答えいただいたとおり、越前地区の物件というのは、土砂災害の警戒地区にあって、建て替

えが困難であったり、あるいは主要道路から一定程度面していないということで、建築基準法上の建て替えができないであるとか、いろいろ様々な法的な制約、それから立地的な制約もあると思います。

今お答えいただいたように、駐車場がないであるとか、越前地区に長く住んでいる者であれば、ちょっと近くに無料の駐車場という言い方もおかしいですけども、そういった広場もありますし、そういったところの利用も考えられるんですけども、なかなかその空き家を利活用するといっても、駐車場がないとなると、やはり福井県、車社会でありますから、その点、考え方が難しいと。

なので、越前地区だけに特化するのであれば、なかなか空き家としての利活用の今後が難しいと。もっと言いますと、接面道路ですね。主要道路に一方方向しか面していないおうちすらないと。大体が2面あるいは1面だけ面しているようなおうちがある中で、越前地区は進入路に面しているうちがほとんどだと。そういったような現状の分析もあると思います。

それをメリットと捉えるか、デメリットと捉えるかということで、多くの方はデメリットと捉えるというふうに思うんですけども、後ほどお話しさせていただきますけれども、ちょっと空き家マッチングツアーの中では、それをメリットと捉える方もおられたということだけお伝えしておきます。

次に、質問③に移ります。

今年度の空き家対策として、各種補助金の拡充がなされたと思います。その内容について質問いたします。

空き家を購入、改修する場合に使える補助金とその額、そして、それは町内に住所を有する者がこの補助金を使うことができるのか伺います。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

購入、改修に関する補助金としまして、空き家住まい支援事業補助金がございます。空き家情報バンク登録物件の購入及び改修費用について、それぞれ3分の1、上限額を30万円から60万円に拡充させていただきました。また、子どもが18歳以下で3人以上の子育て世帯の場合における30万円の加算金を拡充しています。

対象は、移住者、子育て世帯、新婚世帯、進出企業の従業員、被災者などです。また、町内在住者でも、子育て世帯、新婚世帯であれば補助対象になります。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） この制度自体が転入とかそういったものを目的とした制度でありますから、具体的に申し上げますと、例えば、私が今、実家を出て、朝日地区で空き家を借りて住もうと思うと、この制度は使えないんですね。なぜかという、独り身ですし、新婚でもないし子育て世帯でもありませんから、私みたいにただ単に町内に住所を有していて、どこか空き家をリノベして使おうと思っても、この制度は使えないということになります。

これは、いろいろなこの補助金とかいろんなものを活用するときに、県と確認、それから町独自のルール、そういったものがあると思いますから、例えば、県とか国のほうではなかなかルールを変え難いところはあっても、町単費の部分は変えることができるとか、そういった部分のいろんなまだまだ改善の余地があるのであれば、ぜひその点のもう少し利活用の幅を広げていただければというふうに要望いたします。

次に、空き家を借りた場合に使える補助金を教えてください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えします。

移住者や子育て世帯、新婚世帯などが空き家情報バンク物件を賃借する場合には、空き家居住家賃支援事業補助金の対象となり、補助内容は、1年間に限り対象経費の2分の1で、月額上限2万円の家賃補助がございます。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 次に、空き家を除却する、壊す場合に使える補助金を教えてください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

除却につきましては、空き家除却支援事業補助金がございます。対象は、老朽度が一定基準以上の空き家でございます。建築士2名による外観目視調査により、老朽空き家または準老朽空き家などに判定されます。

補助額は、解体費用及び家財処分費用の2分の1で、狭隘道路沿いである場合や延べ床面積200平方メートル以上の場合などには加算があります。令和7年から9年度までの間は補助額を拡充しておりまして、老朽空き家は上限120万円を140万円、準老朽空き家は上限70万円を80万円としております。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今のお答えいただいた空き家を除却するための補助金、この対象が、老朽空き家、それから準老朽空き家に限定されているというふうに認識しましたが、そのいずれにも該当しない空き家は対象外という認識でよいかと、そこを改めて確認します。

また、準老朽なのか、あるいは老朽なのかと、これには一定の診断が必要になってくるんですけれども、この診断に要する費用に充当できる補助金はあるのか伺います。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井です。

お答えいたします。

ご認識のとおり、いずれにも該当しない場合は対象外となってしまう、その場合には、所有者に適正管理をお願いしているところです。

また、診断費用につきましては補助がございまして、個人負担はない補助がございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） ごめんなさい、今の答弁で確認なんですけれども、今の診断費用のところですね。普通はお金がかかるけれども、我々がこれを解体してほしいんだと診断をして、ある程度町の職員が見る感じになるんですか。そして、その後町の職員が、これは何とか認定できそうだなと思ったときに、診断する専門の方に依頼をします。その費用を町が負担するというような内容でよろしいですか。要するに、これは個人負担がないだけで、町が負担しているという認識でよろしいですか。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

ご認識のとおりでございます。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今年度の今の空き家の除却費用、この予算の消化の状況、それから今後消化していくであろう予定、このあたりも教えてください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

今年度の空き家除却支援事業補助金の予算額は1,240万円で、特定空き家及び老朽空き家6件、準老朽空き家5件の11件分です。

本年5月末現在では、交付決定済みが老朽空き家6件、準老朽空き家1件の計7件です。また、事前審査済みで申請書待ちが老朽空き家2件、準老朽空き家3件の計5件ございまして、合計12件の見込みをしております。

その他、多くの相談も受けております。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） おそらく今回の予算額1,240万円は、使い切るといふ言い方おかしいですけども、全部消化するというような予定かなというふうに思います。

そのほか何か空き家に関する補助金、町内で用意しているものがあれば教えてください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

その他の補助制度として3つございます。1つ目は、空き家利活用支援事業補助金で、地域のにぎわい創出を目的とし、購入、改修費用の3分の2、上限各100万円を補助いたします。2つ目は、空き家適正管理促進事業補助金で、管理代行サービス費の2分の1、年間3万6,000円を補助するものがございます。最後、3つ目は、空き家診断促進事業補助金で、空き家診断士による診断費用の3分の2、上限3万5,000円を補助いたします。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今ご説明いただいたように、空き家バンク、空き家を登録して貸したり売ったりする情報共有サイト、この空き家バンクの制度があると思うんですけども、掲載物件の数を5年前の推移から教えてください。

また、その掲載するにあたり充当される補助金があるのであれば教えてください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

町ホームページでの掲載物件数につきましては、毎月30件程度で推移していますが、成約などにより増減がありますので、新規登録数と成約数についてお答えいたします。

まず、新規登録数は、令和3年には12件、4年12件、5年17件、6年26件、7年16件で、5年間で合計83件です。成約数は、令和3年には11件、4年9件、5年9件、6年14件、7年14件で、5年間で57件となっております。

空き家情報バンク制度は、平成18年度から始まった制度で、当初からの登録数

は延べ162件、売買や賃貸の契約数は延べ107件、所有者都合による取下げが23件となっています。

補助制度としまして、成約時に所有者へ登記費用の2分の1、上限5万円を支給する空き家情報バンク成約奨励金がございます。また、家財道具の搬出、処分費の2分の1、上限10万円の空き家片付け支援事業補助金もございます。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今ご答弁にありましたように、町の空き家総数833件に対して、やはり掲載数が少し少ないというか、そこは、それは持ち主の意向もありますから、町が率先して載せてくださいと、おそらくお願いもしていると思うんですけども、なかなか所有者さんが県外であったり、そこまでして、何か労力かけてまでというような、なかなか重いハードルがあると思うんですけども、空き家バンクに載せること自体は、そんなに難しいことではないと。

次の質問につながるんですけども、空き家バンクに登録するには、不動産業者などの仲介業者が必要かというふうに思います。ですから、私がもし空き家を持っていても、空き家バンクに登録したいとなっても、仲介業者さんに断られてしまえば掲載できないというような現状です。ですから、ここは一定、一つのハードルになっているかなというふうに思います。

制度上、致し方ないのかなというふうに思うんですけども、物件の立地とか、あるいは老朽度によって仲介業者が決まらないという物件も多くあると思うんですけども、その場合の対策とか措置、何らかお考えあるならば教えていただきたいと思います。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

空き家情報バンクに登録を希望される場合には、議員ご承知のとおり、申請者は町に登録申請書類を提出していただきます。町は書類を基に福井県宅地建物取引業協会に業者選定を依頼し、その後に業者選定結果の連絡がございます。所有者はこの不動産業者を選定し、町の空き家情報バンクに登録することで、ホームページに公開されております。

しかし、先ほどおっしゃられたとおり、中には立地や建物の状態により、業者が引き受けていただけない場合もございます。こういった場合には、所有者において個別に仲介業者を探してもらおうようお願いしている運用をしております。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今回、空き家マッチングツアーをやったんですけども、その中でも1つ大きい物件があったんですね、小樟地区に大きな物件があったんですけども、その物件も、ちょっと立地が悪いということと、老朽度は全然大丈夫なんですよ。本当にきれいな物件で、月に1回持ち主の方が窓を開けて掃除をして、中もきれいな状態なんですけれども、大き過ぎるという理由なのか、あるいは立地が悪いという理由なのか、その理由様々だと思いますけれども、業者さんに断られてしまったということなんです。

じゃ、その方に問題があるのかということ、そうではなくて、何でそういうふうに見えるかということ、その方、別の地区にも空き家をお持ちになられていて、そちらのほうは仲介業者が見つかったと。仲介しますよと。ただ、他方、今言った小樟地区の物件は、ちょっと今回難しいですというようなお答えがあったということです。

なかなかそのようなハードルの中で、空き家を情報バンクに載せたいんだという、空き家バンクに載せることが全てではないんですけれども、やはり一つの情報共有サイトとして平成18年度から始まった制度として、随分広く認識されている制度でもありますから、ぜひこの辺の救済措置、救済というか、措置とか、そのあたりの拡充で、何かそこら辺の検討の余地があるのであれば、ぜひ町長はじめ副町長にも、この辺の対策をもう少し考えていただければなというふうに思います。

次の質問に移ります。

町は、現状の分析を踏まえて、空き家対策の今後の方針の詳細を教えてくださいたいと思います。また、来年度以降、空き家の除却に関する補助金の拡充、今回全て使い切る予定だということもありますし、壊さなきゃいけない、壊したいという意向の方は随分とまだおられると。今、多数相談も寄せられているということでした。

その辺も含めて、補助金の拡充など、さらに空き家を除却して更地にした場合、固定資産税が約6倍になるということは広く知られていると思います。そのほかにも、実情を踏まえて、国に要望すべき制度改正等の事項がたくさんあると思います。地方と、それから都市部では、空き家あるいは空きマンション、そういったものの実態というのは全く違うと思います。投資価値のある都市部の物件に比べて、なかなか投資価値も少ないこの地方の空き家、こういったものに対して、なかなか現状の制度上、合わない部分があると思います。

その点の今後の国に要望すべき制度改正の事項、いろいろあると思うんですけれども、現状の町の認識を伺います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 町長、高田。

ご質問にお答えいたします。

令和5年度改定の越前町空き家等対策計画の方針では、空き屋化の予防、実態・所有者意向の把握、空き家の利活用の推進、空き家の適正管理の推進、管理不全空き家の対策の推進・解消の5つの対策を柱に、地域ぐるみの対策により、安心・安全で活力ある地域社会づくりを目指しております。

まず1つ目の空き屋化の予防については、様々な機会を通じて、空き家所有者や地域住民に対し、意識醸成や啓発活動に取り組み、2つ目の実態・所有者意向の把握については、区長や関係機関と連携し、空き家の早期発見や情報共有の体制づくりを進めてまいります。3つ目空き家の利活用の推進及び4つ目、空き家の適正管理の推進については、関係機関と連携しながら、所有者等へのサポートを行い、適正管理や活用、流通の支援促進をしております。

5つ目の管理不全な空き家の対策の推進・解消については、管理不全空き家の老朽状態に応じ、町条例に基づき助言、指導、勧告、命令などを行い、周辺に悪影響を及ぼさないよう、管理不全対策に取り組んでまいります。

次に、来年度以降の空き家除却支援補助金の拡充につきましては、さきにも述べましたとおり、令和7年から9年度までの間、補助金を拡充しており、老朽空き家が上限140万円、準老朽空き家が上限80万円となっております。しかしながら、近年は解体費用が高騰していることから、実情を踏まえ、補助金の拡充延長などにつきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、国への制度改正への要望についてですが、本町の実情を踏まえ、要望していきたいと考えております。議員ご指摘の固定資産税制度については、住宅を除

却すると住宅用地の特例が適用されなくなり、税額が元に戻ることで、老朽化した危険空き家の除却が進まない要因の一つとなっております。また、近年は、所有者不明や相続放棄により、所有者が存在しない特定空き家等が町内でも増加傾向にあります。

このため、県や国に対しては、除却や利活用の空き家対策の支援に加え、相続放棄された空き家への対応として、相続財産清算人の選任申立てに係る支援や緊急安全措置や所有者調査などに対する人的、財政的支援のさらなる拡充を要望していきたくと考えております。

本町は、既に県平均よりも空き家率が高く、平野部と沿岸部、中山間地域との地域格差も大きくなっております。今後、2040年に向けて、人口減少と死亡者数の増加により、空き家はさらに増えることが見込まれます。増え続ける空き家の対策は喫緊の課題であり、今後も状況に応じた効果的な対策を検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今回、この空き家についての一般質問をするに至った経緯は、先ほどから、私申し上げています、そして議員の皆様方、それから理事の皆様方にお配りしたこの空き家マッチングツアーというものを開催したことが一番の理由です。これはどういうものかという、今回でいうと越前地区にある空き家を6件抜粋して、それを1日かけて、マッチングツアーに申し込んでいただいた方々と一緒に回るということです。

これは、美浜町で始まったプロジェクトなんですけれども、今、どんどん全国的に広がって、定住促進課の企画か何かで私もその話を聞いて、今回、このマッチングツアーを取り組んでみようということで、越前地域コミュニティ運営委員会で取り組むこととなりました。

特に私が住む越前地区は、町内の空き家の半数以上、空き家総数の半数以上を有する地区です。空き家を生かすというふうに一言で言っても、発生する空き家の数がとにかく多過ぎて、生かし切れないと。よくニュースなんかで民泊にしたらどうかとか、コミュニティスペースにしたらどうかというような専門家もいらっしやいます。それは、発生する件数が年間に1件、2件ならいいですけれども、このようにあふれかえっている状況ですと、全てを全て、越前地区の地区によっては、2件に1件が空き家なんですね。2件に1件の1件を全て地域コミュニティですてどうするのかとも思いますし、それはいろいろな活用する方法あると思うんですけれども、1件でも減らそうと、1件でも持続可能性をつなげようということで、このマッチングツアーを行いました。

他方、今回このマッチングツアーを開催したことによって、やはり越前地区の空き家には一定の需要があるということも分かりました。感想の中には、露地の雰囲気ですてきだったとか、昔ながらのタンスだったり障子だったり、こういった雰囲気ですてきだったとか、あるいは、やはり景色が最高だったとか、そういったような我々が日頃日常で見ているような風景に、センチメントを求めて来られる方もおられたということです。ですから、ここに一定の需要があることも認識できました。

このマッチングツアーを開催して分かったことのもう一つとして、空き家に関する補助金を利用するには、空き家バンクに載っていることがやはり前提だということです。これは、税金を使う以上、そして補助金を使う以上、一定のレベルに必要なルールを設けるといことは必要な措置かもしれませんが、立地や築年数

などにより仲介しにくい物件も多くあります。ぜひ、理事側には実情をしっかりと把握していただいていると思います。ですので、今後も柔軟な対応をお願いしたいというふうに思います。

そして、次に、今のは生かすほうの政策です。次に壊すほうの政策。

壊すための補助金を使うには、準老朽もしくは老朽空き家に該当する必要があるということです。今回のマッチングツアーを開催するに当たり、複数所有者の方からもヒアリングを行いましたけれども、補助金の該当にならないという方もやはり数名いらっしゃいました。それは何でかということ、今言ったように、準老朽あるいは老朽に該当しないということです。

やはり壊す馬力のあるうちに壊したいと。我々町民を代表する議員からしても、これ以上空き家がどんどん増えて、地域の景観とか、あるいは防災上よくないということもあると思います。この壊す補助金は町の負担だけではありませんので、なかなか全額ということは難しいかもしれませんが、壊す意向のある方、他方、準老朽あるいは老朽に該当しないと、そういった方には、ぜひ町負担の部分だけでも補助金を少し充当するといったような、いろいろな対策がまだまだあるかと思えます。ぜひそこも柔軟にご検討いただければというふうに思います。

なお、本年11月1日に第2回のこのマッチングツアーを開催予定でありますので、また理事者の皆様には興味関心を持っていただければというふうに思います。次の質問に移ります。

次は、アクティブハウス越前についての質問です。

前回の一般質問で、この一般質問の後に住民説明会を行うと、このアクティブハウスの再整備事業について住民説明会を行うというような答弁がありましたが、実施はされたのでしょうか。

また、実施したならば、その参加人数、そして得られた意見を教えてください。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（佐々木直人君） 産業理事、佐々木です。

それでは、ご質問にお答えをいたします。

住民説明会につきましては、3月から4月にかけて町内4会場で開催をいたしました。開催状況と参加人数は、3月21日、越前コミュニティセンター、16名参加で、うち議員4名、4月9日、宮崎コミュニティセンター、5名参加で、うち議員1名、4月10日、越前町生涯学習センター、4名参加で、うち議員3名、4月11日、織田コミュニティセンター、7名参加で、うち議員3名。参加者の合計は32名で、議員を除きますと21名の住民の方にご参加いただきました。

説明会では、賛否両面にわたる様々なご意見を頂戴いたしました。まず、計画に前向きなお立場からは、冬はカニ、夏は海水浴という季節に偏った観光を長年変えられなかった。1年を通じて楽しめる地域づくりはありがたい。プールの利用が限られている現状を踏まえれば、新しい施設への建て替えはやむを得ない。また、温泉の質はすばらしく、カニに限らず季節の食をもっと打ち出してほしいといったご賛同やご期待のお言葉をいただきました。

一方で、慎重なお立場からは、整備の規模や手法について、本当に必要なものを絞るべきでないか。新築によらない方向も検討できないかというご意見、費用面について、事業費に見合う集客や持続可能性を慎重に見極めるべきというご意見、また、立地について、高波など防災の観点からの配慮というご懸念、さらに、将来の需要や人口減少を踏まえ、長く使う施設として慎重に考えるべきといったご懸念やご指摘を数多くいただきました。

そのほか、プールの存続を望む声や既存施設の活用を求めるご意見などもございました。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今回のこの計画の見直しというのは、プール棟の取壊しを見直すことも含めた見直しなのか、それとも、前回の答弁のとおり、プール棟の取壊しは今後の資金繰り上もやむを得ず、新築のみの見直しなのかを伺います。

要するに、取壊しはするけれども今後の予定が白紙なのか、あるいはプールの存続も考えているのか、この部分の回答をお願いします。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（佐々木直人君） 産業理事、佐々木。

お答えいたします。

今回の見直しにつきましては、プール棟の取壊しを含めたハード整備全体の総合的な見直しとなります。前回お答えした内容も含め、計画全体を改めて精査することとしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） ごめんなさい、プール棟の取壊しは、やはり致し方ないというような認識でよろしかったですか。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（佐々木直人君） 産業理事、佐々木です。

プール棟の取壊しも含めまして、全体的な見直しをさせていただきます。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今後の予定について伺います。町長、お願いします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） お答えいたします。

まず、ソフト面につきましては、策定委員会やワーキンググループでいただきました具体的な施策に係るご意見を踏まえ、関係機関、団体等と連携を密にしながら、順次具体化を図ってまいりたいと考えております。

次に、ハード面であるプール棟の再整備に関しましては、今年度より事業計画を改めて精査してまいります。

具体的な進め方につきましては、方針が決まり次第、改めてご報告を申し上げます。

なお、施設の老朽化の状況も踏まえながら、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） アクティブハウス越前の再整備の計画、この計画は、令和6年6月の県のスケールアップ補助金の応募から始まり、同年12月に策定委員会及びワーキンググループが設立されました。翌令和7年3月までに5回のワーキンググループが開催され、主にソフト面での計画の話合いがなされたと思います。

そして、令和7年4月からは、ワーキンググループでの結論を基に、ハード面の整備、今の解体工事とか新築の工事ですね。このハード面の整備の議論が策定委員会でもって計4回なされたかと思います。これは、県の観光連盟はもとより、そのほか地域住民、多くの人の意見が反映されたというような答弁もあったと思いますし、そのように思います。

そして、令和8年2月に最終の方向性が策定委員会でも承認され、その後、我々議会にも説明がありました。それに疑問を持った私が3月定例会で計画の内容について質問して、その後、新聞にプール棟解体と新たな施設の建設予定が大きく掲載されました。

そして、4地区で住民説明会が開かれ、先ほどの質問の回答ですと、30人に満たない参加者だったというふうに思います。議員を除けば21名だったと、地域住民の参加は。

ここまで2年弱の月日を要したわけです。それなのに、この計画の見直しの理由が、総合的に判断した結果では、あまりに言葉足らずではないかというふうに思います。具体的にどの部分が足りないと感じたのか、また、どの部分に補強や見直しが必要と感じたのか、町長にはしっかりとご自身の言葉で説明をする責任があるというふうに私は思います。

少なからず町長が就任してから1年間は、この計画の責任者であったのですから、ぜひとも町長の言葉で、総合的に判断した結果というものを、もう少し咀嚼した上でご説明を願いたいというふうに思います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 町長、高田。

まず、本計画に当たり、策定委員会、ワーキンググループの委員の皆様、関係機関の皆様、そして住民説明会に足をお運びくださった町民の皆様に心より感謝を申し上げます。

本計画では、有数のブランドである越前がに、そして越前温泉という本町の地域資源を改めて見つめ直し、「カニと温泉の町」としてその価値をいかに高めていくかを基本的な方向性としております。ご承知のとおり越前海岸地域は、長年にわたり季節に大きく左右される観光の在り方が一つの課題とされておりました。これを1年を通じてお楽しみいただける地域へとどのように転換していくか、その大きな方向性の下に議論を積み重ねてまいりましたことは、本町にとって大きな財産になると受け止めております。

計画に掲げました3つの基本方針、越前がにや海産物のさらなる展開、越前温泉のブランディング、そして二次交通、周遊交通の整備、これらの方針を基に、いわゆるソフト面の取組につきましては、先ほどのご答弁で申し上げましたとおり、具体的な施策に係るご意見を踏まえ、関係機関、関係団体等と連携を密にしながら、順次具体化を図ってまいりたいと考えております。

その上で、ハード面の再精査の判断につきましては、人口が減少してまいります時代に、1つの施設をこれから何十年と維持し、運営し、将来の世代へ引き継いでまいります。そうした中で、整備後の持続可能性も含めまして、いま一度腰を据えて見極めていくこと、これが大切な財源を用いる事業であるからこそ必要であると考え、慎重を期すための再精査であるとの位置づけでございます。

整備手法につきましては、これまでの議論を土台に改めて検討を重ね、方針が整いましたならば改めてご報告申し上げますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今ほどの町長の回答、私これは昨日、担当者からこの回答をもらいました。あまり突っ込むと申し訳ないなと思うんですけども、私が今質問したのは、総合的に判断した結果、この計画の見直しを考えたということですね。この部分をもう少し咀嚼してほしいと、そして、具体的にどの部分が足りないと

感じたのかなとか、あるいはどの部分に補強や見直しが必要だったのかというところを質問させていただきました。

今の回答の後半部分がハード面の再精査になると思います。ソフト面は、今回予算もついてますし、続いていくと思うんですけども、整備後の持続可能性も含めて、いま一度腰を据えて見極めること、これが大切な財源を用いる事業であるからこそ必要であると考え、慎重を期すための再精査であるというふうになっておりますけれども、この部分が町長の総合的に判断した結果というところの咀嚼した部分ということで認識してよろしいか伺います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 町長、高田。

はい、そのように認識していただいてよろしいかと思います。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） それであるならば、具体的にどの部分が足りないと感じたとか、また、どの部分が補強や見直しに必要を感じたのかというところは、今回の一般質問でご回答なさらないということではよろしいか伺います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 町長、高田。

計画は、その時点で最善の検討としてまとめていただいたものでございます。いただいたご意見の一つ一つは、本町にとって大切なものであると受け止めております。

人口が減少してまいります時代に、1つの施設をこれから何十年と維持し、そして運営していくこと、そうした中で、これまでいただいた議論を土台に、整備後の持続可能性も含め再精査をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 我々、今傍聴いただいている方々に見えない部分でも、この部分は担当者とも多く議論してきた、今こちらに座っている同僚議員もその場に同席して議論してきた、そこでこの部分が足りないんじゃないかとか、この部分もっと数字の精査が必要なんじゃないかとか、具体的な売上げ目標であるとか、具体的な入込数のシミュレーションであるとか、そういった部分必要じゃないですかというようなことも申し上げてきたんですけども、ちょっとこれまでの答弁を聞いていても、今後、おそらく今私の聞いた限りでは、今年度中にある程度の方角性を見いだしたいというのが、おそらく町側の意向、そして県側の意向でもあると思うんですけども、今の聞いていても、我々が今後どのように提言していけばいいか、いまいち分からないんですね、議員として。

ですから、今後また新たな場で膝を突き合わせて議論する場があると思うんですけども、ぜひもう少し具体的に、どの部分が足りないとか、あるいはどの部分の補強や見直しが必要なのかというところは、もう少し我々に分かりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。それでないと、我々も言いっ放しになってしまいますので、この計画を、私はこの計画を白紙にすることが目的ではなく、この計画をよりよくして、今、町長の言葉にあったのを借りるのであれば、持続可能性、この部分をもう少し見極めるには、やはり計画の見直しは必要であったというふうに私は認識しております。

ですから、ここの部分には、私も同情する余地あると思いますので、何度も申し上げますけれども、具体的にどの部分が足りないと感じたのか、あるいはこの部

分をもっと補強するんだといったところの目途を、ぜひ今後お示しいただければというふうに思います。

最後に、よりよくしていきたいと思っておりますので、私も一生懸命頑張りますので、ぜひご協力をいただければというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

(午後0時4分 終了)